

第 25 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年豊川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。